

TOKYO ジュニアスポーツアンバサダーに関する事務の手引き

1 趣旨

「TOKYO ジュニアスポーツアンバサダーに関する要綱」（令和6年9月26日付6生推ス第552号、以下「要綱」という。）に基づき、TOKYO ジュニアスポーツアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）制度の円滑な運用を図るため、基本的な取扱い等について定めるものとする。

2 アンバサダーの対象者（要綱第3関係）

- (1) 第3(1)の国際競技連盟とは、各スポーツ競技のルール制定、普及活動、世界選手権等の国際的なスポーツ競技大会の主催・運営を担い、各スポーツ競技について国際的に統轄する団体を指す。
- (2) 第3(1)の国際大会等とは、オリンピック、パラリンピック、世界選手権及びアジア大会等を指す。
- (3) 第3(2)の対象者は、満18歳を迎えた年度末までの選手であり、在学か否かは問わない。

3 活動（要綱第4関係）

- (1) 第4(1)の「国際大会の成果報告」とは、国際大会の出場権を得た国内大会も含め、大会の成績、大会に臨む想い、当日の状況、感想、今後の目標等を発信することを指す。
- (2) 第4(1)の「活動」とは、アンバサダーが取り組んでいる競技について、競技を始めたきっかけ、競技の面白さ、難しさ、ルール等を自身の言葉で発信することを指す。
- (3) 第4(1)の「SNS等による発信」は、都の施策への協力の様子やその時の感想、その他、アンバサダー任命時の想いや意気込み、心構え等、多くの人がある競技に対して興味を抱く内容とし、否定的な内容は発信しない。
- (4) 第4(1)の「アンバサダー自身のSNS等からの発信が難しい場合」は、競技団体等のSNS等で発信する。競技団体等からの発信が難しい場合は、保護者のSNS等から発信する。
- (5) 第4(1)の活動を確認するため、アンバサダーは活動報告書（様式第1号-1）を東京都に提出すること。報告書の提出は、最初のSNS等の投稿以降とする。競技団体等がアンバサダーに代わり投稿する場合は、競技団体等から活動報告書（様式1号-2）を提出すること。
- (6) 第4(2)の「東京都HP等」とは、「スポーツTOKYO インフォメーション」のHP（<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/>）及び東京都のSNS（X、LINE、Facebook等）をいう。
- (7) 第4(2)の「発信の協力」とは、HPへの投稿記事におけるアンバサダーへのインタビュー、記事原稿の作成、写真・動画撮影の協力・提供等をいう。
- (8) 第4(3)は、都施策のイベント等への登壇や東京都のHP等以外の広報媒体を通じた情報発信等をいう。

4 推薦（要綱第5関係）

競技団体等は事前にアンバサダーの任命を希望する選手又は保護者にアンバサダーの活動内容を説明し、合意を得た上で、以下の推薦書類（1）から（7）を東京都に提出すること。なお、（8）に関しては東京都から指示があった場合、提出すること。

（1）各競技団体等による推薦書（様式第2号）

1には個人競技（種目）選手名、2には団体競技（種目）のチーム名及びチーム内での対象となる選手を記入すること。個人競技（種目）、団体競技（種目）どちらか一方の推薦とする（必要に応じて適宜行を差し込むこと。）。

（2）各競技団体等による推薦者個票（様式第3号）

競技団体等が作成すること。

（3）国内で開催された予選会の成績を証するもの

（4）国際大会への出場基準が確認できる書類

国際大会への出場基準とは、各競技団体等が定める選考基準、選考方法をいう。

（5）出場する国際大会の開催要項（原語及び日本語訳）

（6）誓約書（様式第4号）

（7）個人情報取扱同意書（様式第5号）

（8）その他、東京都が必要と認める書類

5 任命（要綱第6関係）

（1）アンバサダーの任命は、任命書（様式第6号）の交付をもって行う。競技団体等には結果通知書（様式第7号）をもって任命の可否を通知するものとする。

（2）第6 2項において、アンバサダーの任命期間の延長を希望する場合、東京都に任命期間延長申出書（様式第9号）を提出する。東京都は承諾の場合、任命期間延長承諾書（様式第10号）をもってアンバサダーに通知する。

（3）第6 4項の賞賜金の交付金額について、個人競技（種目）にあっては10万円とする。団体競技（種目）にあっては、1チームの上限を50万円とし、1チーム5名以下の場合、1人当たりの交付金額は10万円とする。また、1チーム6名以上の場合、1人当たりの交付金額は上限の50万円をアンバサダーの人数で案分した金額とし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

（4）アンバサダーは、賞賜金の交付に必要な以下の書類を東京都に提出する。

ア 振込口座申出書（様式第8号）

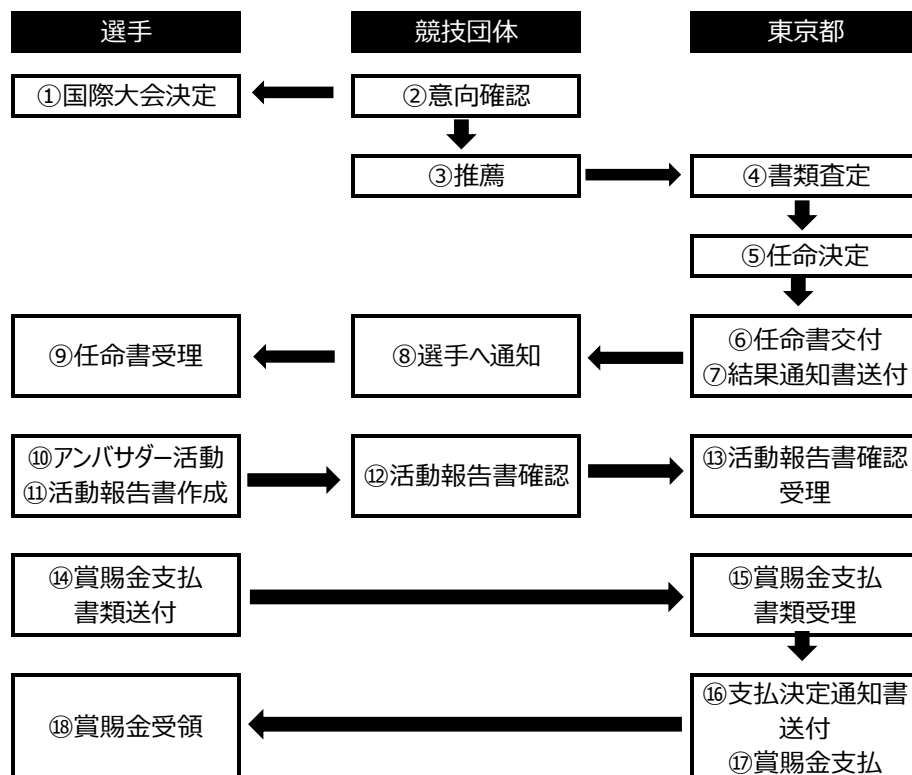
アンバサダー本人名義の口座若しくは保護者名義の口座を申し出ること。

イ 口座が確認できる通帳の写し

振込口座の口座番号及び口座名義が確認できるページの写しを上記アに添付すること。

（5）東京都は、3（5）の活動の確認をもって支払いの手続きを行う。賞賜金の交付金額の決定は、支払決定通知書（様式第11号）をもってアンバサダーに通知する。

6 推薦から任命・賞賜金支払までの流れ



7 任命の取消し（要綱第7関係）

- (1) 東京都は第7（1）（2）（3）（4）（6）の理由で任命を取り消す場合、当該アンバサダーに任命取消書（様式第12-1号）をもって取消しの通知を行う。競技団体等には、アンバサダー宛て任命取消書と合わせて任命取消通知書（様式第12-2号）をもって通知する。
- (2) 第7（1）について、アンバサダーは、災害その他アンバサダーの責めに帰することができない事由により活動ができなかった場合は、その旨を競技団体等へ報告する。競技団体等は、アンバサダーに内容を確認した旨の文書（様式第13号）を東京都に提出する。
- (3) 第7（3）及び（4）の事実が発生した場合は、直ちにアンバサダー又は競技団体等から東京都に報告すること。
- (4) 第7（5）の任命辞退は、アンバサダー任命辞退届（様式第14号）をもって申し出る。東京都が承諾した場合、当該アンバサダーには任命辞退承諾書（様式第15号）をもって通知する。競技団体等にはアンバサダー宛て任命辞退承諾書と合わせて任命取消通知書（様式第16号）をもって通知する。
- (5) 東京都は第7条の規定により、団体競技（種目）で任命したアンバサダーを取消した場合であって、チーム全体で責任を負う必要があると判断された際は、当該チーム内の全てのアンバサダーの任命を取消することがある。

8 その他

東京都とアンバサダーとの書類の授受は、競技団体等を通じて行うものとする。ただし、5（4）の書類の授受はこの限りではない。